

春野文化センター

施設使用料（単位：円）

場所・利用区分		生涯学習関係団体	その他
集会場兼体育室 全部	9時～21時	320	640
	1時間につき		
	21時～21時30分	160	320
舞台	9時～21時	100	200
	1時間につき		
	21時～21時30分	50	100
体育室	9時～21時	200	410
	1時間につき		
	21時～21時30分	100	200
2階観覧席	9時～21時	50	100
	1時間につき		
	21時～21時30分	20	50
和室 1室につき	9時～21時	50	100
	1時間につき		
	21時～21時30分	20	50

備考

1生涯学習関係団体とは、地域における学校教育、社会教育及び文化等に関する活動を行う団体で市長が認める団体を指します。生涯学習関係団体に登録する場合は、申請が必要となります。

2利用時間の開始は、正時からとし、利用時間の終了は午後9時30分まで利用する場合を除き正時までとします。

3利用者が商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の使用料は、所定の使用料の2倍に相当する金額となります。（減免はありません）

4利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰り上げに係る使用料は、次のとおりとする。

①所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の使用料に相当する額

②所定の開館時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの使用料の1.5倍に相当する額

使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

設備利用料

設備	利用時間区分	使用料（円）
集会場兼体育室 冷暖房装置	1時間につき（15分未満の 端数は切り捨て、15分以 上は1時間とする。）	1,070

備考

1設備及び備品等の利用を希望される場合は、施設の利用予約の際にご確認ください。